オレンジカフェ（認知症カフェ）

問合先｜飛騨地区認知症カフェ実行委員会 ☎36-0029

オレンジカフェは、認知症の人を介護している人や認知症に関心がある人などが、コーヒーやお茶を飲みながら、お互いの情報交換や相談を行い、和やかに交流する場のことです。

毎月15日に開催します。時間内は出入り自由ですので、都合のいい時にお越しください。本人や家族も一緒になって、気軽にご利用ください。なお、交流の前には30分間程度のお楽しみ講座を行います。

＊今回は「コミュニケーション麻雀」を予定

期日　6月15日㈬

時間　午後1時30分～3時

場所　認知症の人と家族の会 岐阜県支部（昭和町1･旧綿屋の清水ふとん店）
※会場には駐車場がありませんので、駅西駐車場をご利用ください。

参加料　1人200円

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です ～外国人雇用はルールを守って適正に～

問合先｜岐阜労働局職業対策課 ☎058-245-1314 または最寄りのハローワークまで

外国人（特別永住者などを除く）の雇い入れや離職の際、その方の氏名や在留資格などをハローワークに届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進および不法就労の防止を図ることについて、事業主をはじめみなさんのご理解とご協力をお願いします。

自動車事故の育英資金

問合先｜独立行政法人 自動車事故対策機構 岐阜支所 ☎058-263-5128

不幸にして一家の働き手（父母）が自動車事故でお亡くなりになった場合や重度の後遺障がいが残った場合、その家庭の中学校卒業までのお子さんを対象に、無利子で育英資金をお貸しします。

市民税が非課税であることなど一定の条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

固定資産税（償却資産）の減額対象設備

問合先｜税務課 ☎35-3627　広報ID 1000402

国が一律に定めていた地方税の特例措置について市町村が独自で判断し、条例で決定できる仕組みが導入されています。市では国の法律改正を受け、市税条例を改正し、減額の割合を下記のとおり定めました。

再生可能エネルギー発電設備	平成28年3月31日以前の取得分		平成28年4月1日から平成30年3月31日までの取得分	
	減額割合	適用要件	減額割合	適用要件
太陽光発電設備	最初の3年間1/3相当分を減額	認定発電設備（低圧かつ10キロワット未満の設備を除く）	最初の3年間1/3相当分を減額	自家消費型太陽光発電設備（認定発電設備を除く）で、国の補助を受けて取得した設備
風力発電設備		認定発電設備	最初の3年間1/2相当分を減額	認定発電設備
水力発電設備				
地熱発電設備				
バイオマス発電設備				認定発電設備で、2万キロワット未満の設備

大規模開発構想届の縦覧

問合先｜都市整備課 ☎35-3159

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づき、大規模開発構想届の縦覧を行います。この開発事業については6月22日㈬まで市へ意見書を提出することができます。なお、縦覧期間は6月15日㈬までです。

開発事業者	高山市西之一色町3丁目1100番地 社団法人 飛騨猟友会 代表理事　中村（なかむら）　慈（やさし）	東京都港区芝大門2丁目3番1号 常泉ビル 株式会社ヒーローライフカンパニー 代表取締役　日崎（ひざき）　哲仁（てつひと）
事業名	射撃場敷地造成工事	（仮称）ソーラーパーク高山市清見町
内容	射撃場敷地造成	太陽光発電設備の設置
事業地	久々野町辻432番1の一部、朝日町見座1353番1　外22筆	清見町藤瀬86番1　外10筆
面積	51,406.10㎡	5,616.00㎡
縦覧場所	都市整備課（本庁3階）・久々野支所基盤産業課・朝日支所基盤産業課	都市整備課（本庁3階） 清見支所基盤産業課

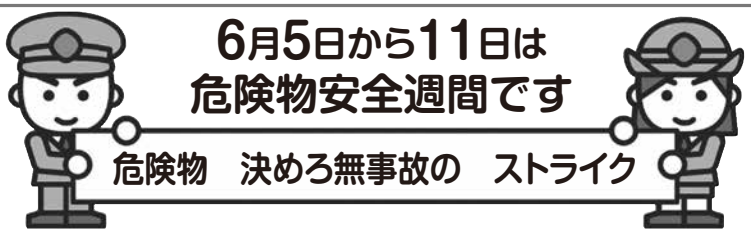

危険物の保安に対する意識の高揚および啓発を推進することにより、危険物施設を所有する各事業所における自主保安体制の確立、並びに一般消費者に対する注意喚起のために実施します。

- 危険物施設(給油取扱所・移動タンク貯蔵所)に対する立入り検査
- 消防庁舎への懸垂幕・桃太郎旗掲示・事業所へのポスター掲示
- 危険物施設及び市民に対し、流出事故防止や危険物の取扱いについての注意喚起

問合先｜消防本部予防課 ☎32-3027

電波利用環境保護周知啓発強化期間（6月1日～10日）

不法電波はいけません!!

- 無線機器の利用には技適マークの確認を
- 電波の利用には、原則、免許が必要
- 外国規格の無線機器は国内では使用不可

問合先｜総務省東海総合通信局 ⇒ 不法無線局の相談は ☎052-971-9107
⇒ テレビなどの受信障害の相談は ☎052-971-9648

大切な人権　あなたも考えてみませんか？　今月は「インターネットを悪用した人権侵害」について　詳しくはHPで